

写

令和 2 年 8 月 3 日

宮城地方最低賃金審議会
会長 赤石 雅英 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 赤石 雅英

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 2 年 7 月 3 日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念される所であり、事業継続と雇用維持に向け、雇用調整助成金などの支援策について、維持・拡充・追加すること。また、支援策が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報並びに事務局体制強化に一層努めること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	赤石 雅英 北川 章臣 工藤 農
労働者代表委員	阿部 祥大 佐野 研 新関 直人
使用者代表委員	稲妻 敏行 大内 仁 星 幸一

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間825円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日